公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第８６１１号
東京都世田谷区粕谷３丁目15―２
債務者　吉見　恵子
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　孝彦
4　破産債権の届出期間　平成25年９月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６５８号
東京都日野市多摩平３丁目３―30―102
債務者　入江　　忍
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細川早智子
4　破産債権の届出期間　平成25年９月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月18日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６５９号
東京都立川市高松町２―35―13　柴田ビル301、住民票上の住所北海道札幌市厚別区上野幌３条６丁目２番23号
債務者　岸　　孝徳（旧姓入江）
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細川早智子
4　破産債権の届出期間　平成25年９月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月18日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７０３号
東京都世田谷区太子堂５丁目17―９　アーバンリゾート三軒茶屋パート４―423
債務者　佐藤　貴奈
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊東　良徳
4　破産債権の届出期間　平成25年９月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７３１号
東京都墨田区東向島５丁目21―13―1103
債務者　杉沼　清志
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅井　大輔
4　破産債権の届出期間　平成25年９月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７３２号
埼玉県草加市八幡町675番地　藤美荘３号
債務者　高橋　　力
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾野　恭史
4　破産債権の届出期間　平成25年９月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７８８号
東京都足立区竹の塚４丁目３―27―204
債務者　伊藤　　賢
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　布川　博良
4　破産債権の届出期間　平成25年９月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８２０号
東京都文京区小石川５丁目10―17―305
債務者　佐瀬　得三
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪本　智宏
4　破産債権の届出期間　平成25年９月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月18日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８２１号
東京都文京区小石川５丁目10―17―305
債務者　佐瀬　恵子
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪本　智宏
4　破産債権の届出期間　平成25年９月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月18日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８２２号
千葉県習志野市津田沼３丁目19―17
債務者　小出　陽子
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉池　信也
4　破産債権の届出期間　平成25年９月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８２５号
東京都大田区大森東２丁目30―５―101
債務者　吉植麻理子（旧姓野村）
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　伸一
4　破産債権の届出期間　平成25年９月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８４７号
神奈川県座間市相模が丘５丁目25―18―101
債務者　金子　　中
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石島　正道
4　破産債権の届出期間　平成25年９月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８６２号
東京都板橋区赤塚新町２丁目７―17―501
債務者　ナリン理絵
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西尾　優子
4　破産債権の届出期間　平成25年９月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月18日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９１６号
東京都大田区萩中１丁目４番14号
債務者　高橋　伸一
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小暮　典子
4　破産債権の届出期間　平成25年９月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月18日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
東京地方裁判所民事第20部